

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例）

第二十条の五 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業（国家戦略特別区域において、薬局開設者（医薬品医療機器等法第一条の四に規定する薬局開設者をいう。以下この条において同じ。）が、その薬局（医薬品医療機器等法第六条に規定する薬局をいう。以下この条において同じ。）の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下この条において同じ。）が管轄する区域内の次項に規定する特定区域に居住する者に対して、特定処方箋（医師又は歯科医師から対面以外の方法による診察に基づいて交付された処方箋をいう。以下この項及び次項において同じ。）により調剤された薬剤を販売し、又は授与する場合に、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に薬剤遠隔指導等（テレビ電話装置その他の装置（第十五項において「テレビ電話装置等」という。）を用いて行われる当該薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導をいう。以下この条において同じ。）を行わせる事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下この条及び別表の八の五の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を行おうとする薬局開設者は、当該国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を行おうとするその薬局ごとに、その薬局の所在地の都道府県知事の登録を受けることができる。

- 一 薬剤遠隔指導等が、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法であって、特定処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。
- 二 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者（特定処方箋により調剤された薬剤を購入し、又は譲り受ける場合に薬剤遠隔指導等を受ける者をいう。以下この条において同じ。）の居住する場所を訪問させることが容易でない場合として厚生労働省令で定める場合において、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に薬剤遠隔指導等を行わせるものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対する特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当すること。

2 前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域内の都道府県知事の管轄する区域ごとに、特定区域（特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対する特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するために必要なものとして厚生労働省令で定める措置が地方公共団体の長により講じられている区域をいう。）を定めるものとする。

3 第一項の登録を受けようとする薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び厚生労働省令で定める添付書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 その薬局の名称及び所在地

- 三 その行おうとする事業の内容及びその実施方法
 - 四 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名
 - 五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 4 都道府県知事は、第一項の登録の申請に係る事業が国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に該当すると認めるときは、登録をするものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。
- 一 第二十一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 二 法人であって、その業務を行う役員のうちに前号に該当する者があるもの
- 6 第一項の登録は、医薬品医療機器等法第四条第四項の規定による同条第一項の許可の更新と同時にその更新を受けなければ、その効力を失う。
- 7 第三項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。
- 8 都道府県知事は、第一項の登録を受けた薬局開設者（以下この条において「登録薬局開設者」という。）について、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。
- 一 第一項の登録及びその更新の年月日並びに登録番号
 - 二 第三項第一号及び第二号に掲げる事項
- 9 登録薬局開設者は、第三項第三号又は第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の変更登録を受けなければならない。ただし、これらの事項の変更が厚生労働省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。
- 10 第四項の規定は、前項の変更登録について準用する。
- 11 登録薬局開設者は、第三項第一号、第二号（薬局の名称に係る部分に限る。次項において同じ。）若しくは第四号に掲げる事項の変更又は第九項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 12 都道府県知事は、前項の規定による届出（第三項第一号及び第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受理したときは、その届出があった事項を国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業実施薬局登録簿に登録するものとする。
- 13 登録薬局開設者は、第一項の登録（第九項の変更登録を含む。）を受けた事業（以下この条において「登録事業」という。）を廃止したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 14 登録薬局開設者が登録事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。
- 15 登録薬局開設者は、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して初めて薬剤遠隔指導等を行わせるまで（当該登録薬局開設者がそのテレビ電話装置等を変更した場合又は当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者がそのテレビ電話装置等を変更した場合にあっては、これらの変更後初めて薬剤遠隔指導等を行わせるまで）の間に、当該登録薬局開設者が用いるテレビ電話装置等と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者が用いるテレビ電話装置等との間で送受信される映像及び音声、薬剤遠隔指導等を行うために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合することを確認しなければならない。
- 16 登録薬局開設者は、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して薬剤遠隔指導等を行わせるときは、厚生労働省令

で定めるところにより、当該薬剤遠隔指導等を行わせた年月日、当該薬剤遠隔指導等に係る薬剤師及び特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の氏名その他の当該薬剤遠隔指導等に関する事項並びにその間に送受信された映像及び音声を記録し、これを保存しなければならない。

1 7 登録薬局開設者は、六月を超えない範囲内で厚生労働省令で定める期間ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、登録事業の実施状況について都道府県知事に報告しなければならない。

1 8 登録薬局開設者が登録事業を行う場合における医薬品医療機器等法第九条の三第一項 から第三項 まで、第六十九条第二項、第七十二条の四第一項、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条の三第一項、第八十一条の二第一項、第八十五条第七号、第八十六条第一項第十九号及び第二十号並びに第八十七条第十三号の規定の適用については、医薬品医療機器等法第九条の三第一項 中「対面により」とあるのは「対面により、又はテレビ電話装置等（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の五第一項に規定するテレビ電話装置等をいう。）を用いることにより」と、同条第二項 中「前項」とあるのは「前項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）」と、医薬品医療機器等法第六十九条第二項 中「から第九条の四 まで」とあるのは「、第九条の三第一項から第三項まで（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第四項、第九条の四」と、「第七十二条の四、第七十三条、第七十四条、第七十五条第一項」とあるのは「第七十二条の四第一項（同法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第二項、第七十三条（同法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第七十四条、第七十五条第一項（同法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第七十二条の四第一項、第七十三条、第七十五条第一項及び第八十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第七十六条の三第一項 中「から第四項 まで」とあるのは「、第二項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第三項若しくは第四項」と、医薬品医療機器等法第八十一条の二第一項 中「第六十九条第二項」とあるのは「第六十九条第二項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第八十五条第七号 中「第七十五条第一項」とあるのは「第七十五条第一項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第八十六条第一項第十九号 中「第七十二条の四第一項」とあるのは「第七十二条の四第一項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同項第二十号中「第七十三条」とあるのは「第七十三条（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、医薬品医療機器等法第八十七条第十三号 中「から第四項 まで若しくは第七十六条の八第一項 の規定による報告」とあるのは「、第二項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。）、第三項若しくは第四項若しくは第七十六条の八第一項の規定による報告」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

1 9 都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、登録薬局開設者に対

し、登録事業の実施状況について報告を求めることができる。

20 都道府県知事は、登録薬局開設者が薬局開設者でなくなったときは、当該薬局に係る第一項の登録を取り消さなければならない。

21 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録薬局開設者に対し、その登録を取り消すことができる。

一 第九条第一項の規定による認定区域計画の変更（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を定めないこととするものに限る。）の認定があったとき。

二 第十一条第一項の規定により認定区域計画（第八条第二項第二号に規定する特定事業として国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を定めたものに限る。）の認定が取り消されたとき。

三 登録薬局開設者が行う登録事業が国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業に該当しなくなったと認めるとき。

四 登録薬局開設者が不正の手段により第一項の登録、その更新又は第九項の変更登録を受けたとき。

五 登録薬局開設者が第五項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

六 登録薬局開設者が第九項、第十一項又は第十五項から第十七項までの規定に違反したとき。

七 登録薬局開設者が第十九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

22 都道府県知事は、登録薬局開設者の第一項の登録がその効力を失ったときは、その登録を消除しなければならない。

23 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第一項の登録をしたとき。

二 第十二項の規定により登録をしたとき。

三 前項の規定により登録を消除したとき。

○厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）

（薬剤遠隔指導等の基準）

第三十条 法第二十条の五第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等を適切に行うことができる画面を有するとともに、鮮明な映像及び明瞭な音声を送受信する性能を有していること。

二 テレビ電話装置等が、薬剤遠隔指導等を行う間に送受信された映像及び音声を記録する機能を有していること。

（薬剤遠隔指導等を行わせる場合）

第三十一条 法第二十条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める場合は、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの薬剤遠隔指導等を希望する旨の申出に基づき、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合とする。

(国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の要件)

第三十二条 法第二十条の五第一項第三号 の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を適切に実施するために必要な業務に関する手順を定めた手順書を作成し、当該手順書に従い業務を行うこと。
- 二 薬剤遠隔指導等を実施するに当たり、あらかじめ、特定処方箋に記載される事項のほか、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の性別、生年月日、住所及び電話番号その他の連絡先並びに特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者が薬剤遠隔指導等を受けたい旨を確認すること。
- 三 テレビ電話装置等の故障その他の事由により薬剤遠隔指導等の方法が第三十条各号に掲げる基準に適合しなくなった場合その他薬剤遠隔指導等を継続することができない事情が生じた場合は、速やかに薬剤遠隔指導等を中止すること。
- 四 特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、緊急時における特定処方箋を交付した医師又は歯科医師が勤務する病院又は診療所その他の関係医療機関（次条において「関係医療機関」という。）との連絡体制及び対応の手順を整備していること。
- 五 薬剤遠隔指導等に従事する者が、テレビ電話装置等の操作の方法その他薬剤遠隔指導等を適切に実施するために必要な知識及び技能を習得していること。

(特定区域において講じられている措置)

第三十三条 法第二十条の五第二項 の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる情報の収集並びに薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関に対する当該情報の適切な提供を行うこと。
 - イ 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の氏名、性別、生年月日、住所及び電話番号並びに当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に係る特定処方箋により調剤された薬剤の種類その他特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者が受けている薬剤遠隔指導等に関する事項
 - ロ 薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関の緊急時の電話番号その他の連絡先
- 二 薬剤遠隔指導等に係る特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者からの相談に応じ、薬剤遠隔指導等を実施する薬局及び関係医療機関への連絡その他の便宜を供与すること。
- 三 当該特定区域内において、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の実施に伴う保健衛生上の影響に関する情報の収集を行うこと。
- 四 特定処方箋により調剤された薬剤の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、前条第四号に掲げる整備に係る支援を行うこと。

(法第二十条の五第一項 の登録の申請)

第三十四条 法第二十条の五第一項 の規定により登録（同項 に規定する登録をいう。第三十七条、第三十八条第二号、第四十条第二号、第四十一条第二号及び第四十四条第二項第四号において同じ。）を受けようとする薬局開設者は、あらかじめ、法第二十条の五第三項 に規定する申請書及び添付書類をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

(法第二十条の五第三項 の申請書の添付書類)

第三十五条 法第二十条の五第三項 の厚生労働省令で定める添付書類は、次のとおりとする。

- 一 薬局開設の許可証の写し
- 二 薬局において使用するテレビ電話装置等の仕様を明らかにする書類
- 三 第三十二条第一号に規定する手順書
- 四 第三十二条第四号及び第五号に掲げる要件に該当することを証する書類
- 五 特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況の収集方法

(法第二十条の五第三項第五号 の申請書の記載事項)

第三十六条 法第二十条の五第三項第五号 の厚生労働省令で定める事項は、その薬局の電話番号その他の連絡先とする。

(法第二十条の五第六項 の登録の更新)

第三十七条 法第二十条の五第六項 の規定により登録の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び薬局開設の許可証をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 その薬局の名称及び住所地
- 三 その行おうとする事業の内容及びその実施方法
- 四 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名
- 五 その薬局の電話番号その他の連絡先

(法第二十条の五第九項 の変更登録の申請)

第三十八条 法第二十条の五第九項 の変更登録を受けようとする登録薬局開設者（同条第八項 に規定する登録薬局開設者をいう。第四十一条において同じ。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第三十五条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録及びその更新の年月日
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更しようとする年月日

(法第二十条の五第九項 の変更登録を要しない軽微な変更)

第三十九条 法第二十条の五第九項 の厚生労働省令で定める軽微な変更は、その薬局の電話番号その他の連絡先の変更とする。

(法第二十条の五第十一項 の変更の届出)

第四十条 法第二十条の五第十一項 の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第三十五条各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録及びその更新の年月日
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由
- 五 変更の年月日

(国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業の廃止の届出)

第四十一条 登録薬局開設者は、登録事業（法第二十条の五第十三項 に規定する登録事業をいう。第四十四条第二項において同じ。）を廃止したときは、その日から十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書をその薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録及びその更新の年月日
- 三 廃止の理由
- 四 廃止の年月日

(法第二十条の五第十五項 の映像及び音声の基準)

第四十二条 法第二十条の五第十五項 の厚生労働省令で定める基準は、薬剤遠隔指導等を適切に行うことが可能な鮮明な映像及び明瞭な音声であることとする。

(薬剤遠隔指導等に関する事項等の記録及び保存)

第四十三条 登録薬局開設者は、法第二十条の五第十六項 の規定による記録を、薬剤遠隔指導等を行わた日から起算して一月保存しなければならない。

(登録事業の実施状況の報告)

第四十四条 法第二十条の五第十七項 の厚生労働省令で定める期間は、六月とする。

2 法第二十条の五第十七項 の規定による報告は、登録事業の開始の日から六月ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、その薬局の所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 薬局の名称
- 三 薬局の所在地
- 四 登録及びその更新の年月日
- 五 特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の数及び薬剤遠隔指導等の件数
- 六 特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況
- 七 登録事業の実施状況に関する事項（テレビ電話装置等の故障のため事業が継続できない状況を含む。）

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 を適用する場合の読替え)

第四十五条 登録薬局開設者が登録事業を行う場合における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十五条の十二、第十五条の十三及び第二百四十四条の規定の適用については、同令第十五条の十

二 中「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）」と、同令第十五条の十三第一項第一号 中「設備がある場所」とあるのは「設備がある場所（国家戦略特別区域法第二十条の五第一項 に規定する薬剤遠隔指導等を行う場合にあつては、当該薬局内の場所）」と、同条第四項 中「法第九条の三第二項」とあるのは「法第九条の三第二項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同令第二百四十四条 中「場合」とあるのは「場合及び国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項 の規定により読み替えて適用される場合」とする。

（医師が交付する特定処方箋の記載事項）

第四十六条 医師が特定処方箋を交付する場合には、医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第二十一条 に規定する事項に加え、当該処方せんが法第二十条の五第一項 に規定する特定処方箋である旨を記載するものとする。

（歯科医師が交付する特定処方箋の記載事項）

第四十七条 歯科医師が特定処方箋を交付する場合には、歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）第二十条 に規定する事項に加え、当該処方せんが法第二十条の五第一項 に規定する特定処方箋である旨を記載するものとする。